

神戸市公立大学法人組織規則

2023年4月1日

規則第1号

目次

- 第1章 目的（第1条）
- 第2章 意思決定機関（第2条）
- 第3章 役員及び職員（第3条～第9条）
- 第4章 内部監査機関（第10条）
- 第5章 運営組織（第11条～第19条）
- 第6章 学長選考会議（第20条）
- 第7章 審議機関（第21条～第23条）
- 第8章 委員会等（第24条）
- 第9章 神戸市外国語大学（第25条）
- 第10章 神戸市外国語大学大学院（第26条）
- 第11章 神戸市立工業高等専門学校（第27条）
- 第12章 雑則（第28条）
- 附則

第1章 目的

（目的）

第1条 この規則は、神戸市公立大学法人定款（以下「定款」という。）に基づき神戸市公立大学法人（以下「法人」という。）の業務を迅速かつ的確に遂行するため必要な組織及び職務に関する事項を定めることを目的とする。

第2章 意思決定機関

（理事会）

第2条 定款第13条の定めるところにより運営等に関する重要事項を審議する機関として、理事会を置く。

2 理事会に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 役員及び職員

（役員及び職員）

第3条 定款第8条の定めるところにより次に掲げる役員を置く。

- (1) 理事長
- (2) 副理事長 2人
- (3) 理事 5人
- (4) 監事 2人

2 法人に次の職員を置く。

- (1) 学長、校長、教授、准教授、講師、助教及び助手
- (2) 事務職員及び技術職員
- (3) 前2号に定めるもののほか、必要な職員

3 神戸市外国語大学学則（2007年4月学則第1号。以下「大学学則」という。）第11条から第15条並びに神戸市立工業高等専門学校学則（2023年4月学則第1号。以下「高等専門学校学則」という。）第9条及び第10条の定めるところにより神戸市外国語大学（以下「大学」という。）及び神戸市立工業高等専門学校（以下「高等専門学校」という。）に職員を置き、前項に掲げる法人の職員をもって充てる。

（職員の職務）

第4条 前条第2項第1号に掲げる職員は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第92条に定める職務に従事する。

2 前条第2項第2号に掲げる職員は、神戸市公立大学法人業務分掌規則（2023年4月規則第14号）第2条に定める業務に従事する。

3 前条第2項第3号に掲げる職員の職務は、別に定める。

（理事長）

第5条 理事長は、法人の長として、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。）第13条第1項及び定款第9条第1項の定めるところにより、法人の業務を総理する。

2 理事長は、定款第9条第3項及び第5項に基づき理事長の職務を代理する者を定めようとするときは、理事会の同意を得るものとする。

（副理事長）

第6条 副理事長の職務及び任期等に関し必要事項は、別に定める。

（理事）

第7条 理事の職務及び任期等に関し必要な事項は、別に定める。

（監事）

第8条 監事監査に関する事項は、別に定める。

（役員付プロジェクトチーム等）

第9条 役員の意味決定を補佐するとともに、迅速かつ効率的に処理又は推進するため、役員の下に必要なに応じプロジェクトチーム又は職員を置くことができる。

2 前項の組織に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 内部監査機関

（内部監査室）

第10条 内部監査機関として理事長の下に、内部監査室を置く。

2 内部監査室に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 運営組織

（法人事務局）

第11条 法人に事務組織として法人事務局を置く。

2 法人事務局に経営グループを置く。

3 経営グループに次の班を置く。

(1) 経営班

(2) 財務班

(大学の組織)

第12条 大学に学生支援部、教務部、外国学研究所、図書館及び大学事務局を置く。

2 学生支援部の業務は学生支援・教育グループ及び研究所グループが、教務部の業務は学生支援・教育グループが、外国学研究所の業務は研究所グループ及び総務グループが、図書館の業務は学術情報グループが実施する。

(学生支援部)

第13条 学生支援部に次のセンターを置く。

(1) キャリアサポートセンター

(2) 国際交流センター

(3) 神戸グローバル教育センター

(教務部)

第14条 教務部に教職支援センターを置く。

(外国学研究所)

第15条 外国学研究所に地域連携推進センターを置く。

(大学事務局)

第16条 大学事務局に次のグループを置く。

(1) 総務グループ

(2) 学生支援・教育グループ

(3) 研究所グループ

(4) 学術情報グループ

2 総務グループに次の班を置く。

(1) 総務班

(2) 情報メディア班

3 学生支援・教育グループに次の班を置く。

(1) 学生支援班

(2) 教務入試班

(3) キャリアサポート班

4 研究所グループに次の班を置く。

(1) 研究所班

(2) 国際交流班

5 学術情報グループに学術情報班を置く。

(大学の教員組織)

第17条 大学の教員組織として、次の各号に掲げる学科及びグループを置く。

- (1) 英米学科
- (2) ロシア学科
- (3) 中国学科
- (4) イスパニア学科
- (5) 国際関係学科
- (6) 総合文化グループ

2 法人に常時勤務する教授、准教授、講師、助教及び助手は、いずれかの学科又はグループに所属するものとする。

(高等専門学校組織)

第18条 高等専門学校に事務室を置き、事務室に次の課を置く。

- (1) 総務課
- (2) 学生課

2 この規則に定めるもののほか、高等専門学校の組織は、別に定める。

(組織の業務等)

第19条 この章に定める組織の業務その他必要な事項については、別に定める。

第6章 学長選考会議

(学長選考会議)

第20条 学長候補者の選考及び学長の任期、解任等に関する事項を審議する機関として、学長選考会議を置く。

2 学長選考会議の組織、議事の手続その他学長選考会議に関し必要な事項については、定款第10条の2及び神戸市外国語大学学長選考会議規則(2023年4月規則第61号)の定めるところによる。

第7章 審議機関

(経営協議会)

第21条 定款第16条の定めるところによりその経営に関する重要事項を審議する機関として、経営協議会を置く。

2 経営協議会に関し必要な事項は、別に定める。

(教育研究評議会)

第22条 定款第19条の定めるところにより大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究評議会を置く。

2 教育研究評議会に関し必要な事項は、別に定める。

(校務運営会議)

第23条 高等専門学校の運営に関する事項を審議するため、高等専門学校に校務運営会議を置く。

2 校務運営会議に関し必要な事項は、別に定める。

第8章 委員会等

(委員会等)

第24条 前条までに定めるもののほか、法人、大学及び高等専門学校にその運営等に関し必要な組織（以下「運営組織」という。）として、委員会その他の会議を置くことができる。

2 前項に定める運営組織に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 神戸市外国語大学

(神戸市外国語大学)

第25条 神戸市外国語大学の目的その他必要な事項については、大学学則の定めるところによる。

第10章 神戸市外国語大学大学院

(神戸市外国語大学大学院)

第26条 神戸市外国語大学大学院の目的その他必要な事項については、神戸市外国語大学大学院学則（2007年4月学則第2号）の定めるところによる。

第11章 神戸市立工業高等専門学校

(神戸市立工業高等専門学校)

第27条 神戸市立工業高等専門学校の目的その他必要な事項については、高等専門学校学則の定めるところによる。

第12章 雑則

(雑則)

第28条 この規則に定めるもののほか、法人の組織に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

- 1 この規則は、2023年4月1日から施行する。
- 2 公立大学法人神戸市外国語大学組織規程（2007年4月規程第1号）は、廃止する。

附 則

- 1 この規則は、2026年4月1日から施行する。